

大田区都市計画審議会（第175回）

目 的	1. 特定生産緑地(大田区決定)の指定について 2. 東京都市計画防災街区整備方針(東京都決定)の指定について 3. 大田区都市計画マスタープランの改定(大田区決定)について																		
日 時	令和4年3月24日（木） 開会 14時00分 閉会 15時06分																		
場 所	大田区役所本庁舎 11階 第三・四委員会室																		
委 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">○ 村木美貴</td> <td style="width: 33%;">○ 中西正彦</td> <td style="width: 33%;">欠 福田大輔</td> </tr> <tr> <td>○ 今井克治</td> <td>○ 山中誠一郎</td> <td>欠 佐谷和江</td> </tr> <tr> <td>○ 高瀬三徳</td> <td>○ 海老澤圭介</td> <td>○ 田村英樹</td> </tr> <tr> <td>○ 末安広明</td> <td>○ 大竹辰治</td> <td>○ 須藤英児</td> </tr> <tr> <td>○ 樋口幸雄</td> <td>○ 北見公秀</td> <td>欠 広瀬安宏</td> </tr> <tr> <td>欠 西村寛幸</td> <td>欠 高崎剛彦</td> <td>欠 渋谷泰明</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">○印出席者</p>	○ 村木美貴	○ 中西正彦	欠 福田大輔	○ 今井克治	○ 山中誠一郎	欠 佐谷和江	○ 高瀬三徳	○ 海老澤圭介	○ 田村英樹	○ 末安広明	○ 大竹辰治	○ 須藤英児	○ 樋口幸雄	○ 北見公秀	欠 広瀬安宏	欠 西村寛幸	欠 高崎剛彦	欠 渋谷泰明
○ 村木美貴	○ 中西正彦	欠 福田大輔																	
○ 今井克治	○ 山中誠一郎	欠 佐谷和江																	
○ 高瀬三徳	○ 海老澤圭介	○ 田村英樹																	
○ 末安広明	○ 大竹辰治	○ 須藤英児																	
○ 樋口幸雄	○ 北見公秀	欠 広瀬安宏																	
欠 西村寛幸	欠 高崎剛彦	欠 渋谷泰明																	
出 席 幹 事	副区長（川野） まちづくり推進部長（西山） 都市計画課長（榑原） まちづくり計画調整担当課長（水野） 公共交通・臨海部担当課長（神保） 防災まちづくり課長（瀬戸）																		

傍聴者 4名

議 事	<p>議 題 第1号議案「特定生産緑地(大田区決定)の指定について」 第2号議案「東京都市計画防災街区整備方針(東京都決定)の指定について」 第3号議案「大田区都市計画マスタープランの改定(大田区決定)について」</p> <p>報 告 空港臨海部グランドビジョン2040(案)について</p>
議決事項	<p>第1号議案について、諮問のとおり定めることが適当である。 第2号議案について、諮問のとおり定めることが適当である。 第3号議案について、諮問のとおり定めることが適当である。</p>
その他	<p>提出資料 第1号議案 諮問文(写) 事前資料1-1 特定生産緑地指定地区一覧表 事前資料1-2 特定生産緑地(大田区)の指定【計画書】 事前資料2 特定生産緑地(大田区)【総括図】 事前資料3 特定生産緑地(大田区)指定図【計画図】 事前資料4 特定生産緑地指定について【説明資料】 事前資料5 現地状況写真 参考資料 特定生産緑地に指定する場合</p> <p>第2号議案 諮問文(写) 事前資料1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要 事前資料2 防災街区整備方針位置図【総括図】 事前資料3 防災再開発促進地区の各地区図【計画図】 事前資料4 東京都市計画防災街区整備方針の変更【説明資料】 事前資料5 東京都知事から区長あての意見照会【写し】 参考資料 都市づくりのグランドデザインの関係図</p> <p>第3号議案 諮問文(写) 事前資料1 改定大田区都市計画マスタープラン(案) 事前資料2 パブリックコメント実施結果</p> <p>報告資料 空港臨海部グランドビジョン2040(案)【ダイジェスト版】 報告資料 空港臨海部グランドビジョン2040(案)【本編】</p>

榊原幹事 皆様、お待たせいたしました。本日はお忙しい中、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます、都市計画課長の榊原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今審議会では、新型コロナウイルスの状況を鑑み、マスク着用にて審議をいたします。時間も長くなり過ぎないように、なるべく分かりやすく、簡潔な説明を心掛けますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、当日の配付資料がございますので、ご連絡をさせていただきます。机上に配付させていただいておりますが、報告案件の空港臨海部グランドビジョン2040（案）本編を追加で机上に配付させていただいているところでございます。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、審議委員のご紹介をさせていただきます。令和4年2月14日付けで区民または東京都もしくは関係行政機関の職員の委員の交代もございましたので、ご紹介させていただきます。

お手元の、大田区都市計画審議会委員名簿を御覧ください。名簿備考欄に新任と表示をさせていただいております、渋谷泰明委員でございます。渋谷委員につきましては、本日ご欠席という連絡をいただいております。

また、本日出席の幹事につきましては、御覧いただいている委員名簿の裏面のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。ここからは着座にて失礼いたします。

本日の次第が記載されておりますA4の資料をご確認ください。こちらでございますが、表面に次第、裏面に座席表の記載がございます。

次に、表面に、委員名簿、裏面に幹事名簿がございます。

続きまして、右上に諮問文写し、左上に第1号議案と記載のあるクリップ留めの資料をご確認ください。

1枚目の第1号議案の諮問文の写しをおめくりいただきますと、第1号議案の資料となっております。案件資料には、全て通し番

号を右下に記載しております。

まず、ページ番号1、事前資料1-1が一覧表、A4縦1枚の資料でございます。

次に、ページ番号1、事前資料1-2が計画書。A4横1枚の資料となっております。

次に、ページ番号3、事前資料2が総括図。A4横、カラー版1枚の資料となっております。

さらに、続きまして、ページ番号4から10、事前資料3が計画図。A4横、カラーで7枚の資料でございます。

続きまして、ページ番号11、事前資料4が説明資料、A4縦1枚の資料となっております。

さらに、続きまして、ページ番号12から16でございますが、事前資料5が参考資料でございます。A4縦、カラー版で5枚の資料となっております。

さらに、ページ番号17、参考資料、A4横、カラー版1枚の資料となっております。

続きまして、右上に諮問文の写し、左上に第2号議案と記載のあるクリップ留めの資料をご確認ください。1枚目の第2号議案の諮問文の写しをおめくりいただきますと、第2号議案の資料となっております。

まず、ページ番号1から3が事前資料1で、計画書A4横、3枚の資料となっております。

続いて、ページ番号4、事前資料2が総括図、A3横1枚の資料でございます。

さらに、ページ番号5から17、事前資料3が計画図、A3横13枚の資料でございます。

さらに、ページ番号18から19、事前資料4が説明資料、A4縦2枚の資料となっております。

次に、ページ番号20、事前資料5が意見照会の写し、A4縦1枚の資料となっております。

次に、ページ番号21番、参考資料、A4横、カラー版1枚の資料となっております。

さらに、続きまして、右上に諮問文写し、左上に第3号議案と記載のあるクリップ留めの資料をご確認ください。

1枚目の第3号議案の諮問文の写しをおめくりいただきますと、第3号議案の資料となっております。

まず、資料1が、改定大田区都市計画マスタープラン（案）でございます。ページ番号1から6が、事前資料2となっております。パブリックコメント実施結果、A4縦3枚の資料でございます。

続きまして、報告案件の資料確認でございます。ページ番号1から4「報告資料」が説明資料、A3横カラー版2枚の資料となっております。

そして、冒頭申し上げました、当日、配布資料で空港臨海部ランドビジョン2040（案）本編をセットにさせていただいてございます。

過不足等、ありませんでしょうか。途中でお気づきがあった場合でも対応させていただきますので、その場合は、挙手等をしていただければ、対応をさせていただきます。

それでは、ここから議事につきまして、会長に進行をお願い申し上げます。

村 木 会 長 皆さん、こんにちは。本日もどうぞよろしくお願いたします。

それでは、開会に先立ちまして、本日の審議会の成立及び傍聴人につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

榑 原 幹 事 それでは、本日の審議会の成立につきまして、ご報告申し上げます。

審議会の成立要件につきまして、大田区都市計画審議会条例第5条第2項におきまして、「審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。」と規定されております。

本日の委員の出席状況でございますが、委員18名のうち、出席12名、欠席6名により、定足数を満たしております。

また、本日の傍聴申込数は、現時点で4名となっております。

村 木 会 長 ありがとうございます。ただいま事務局から報告がありましたように、定足数に達しておりますので、本審議会は成立となります。

ここで、第175回大田区都市計画審議会の開会を宣言いたします。
審議に先立ちまして、本日の審議会の議事録署名委員は海老澤委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

海老澤委員 よろしく申し上げます。

村木会長 ありがとうございます。海老澤委員、議事録の署名につきまして、よろしくお願ひいたします。

ここで傍聴者の入室を許可いたします。

(傍聴者入室)

村木会長 それでは、本日の議題につきまして、事務局より報告をお願いします。

榑原幹事 本日は、諮問案件3件となりますので、よろしくお願ひいたします。

村木会長 それでは、本日の第1号議案の審議に入ります。

大田区長より大田区都市計画審議会議長宛てに、令和4年2月15日付で、第1号議案、特定生産緑地（大田区決定）の指定についてが諮問されたので、これを議案といたします。

それでは、諮問文の朗読をお願いします。

榑原幹事 それでは、諮問文を朗読させていただきます。

お手元に配付させていただきました、議案の諮問文の写しを御覧ください。

それでは、読み上げます。

第1号議案、特定生産緑地（大田区決定）の指定について。

標記の件について、生産緑地法第10条の2第1項の規定に基づく手続き依頼があったため、生産緑地法第10条の2第3項の規定により、下記のとおり諮問する。

諮問文の朗読は、以上でございます。

村木会長 では、この議案を上程いたします。

幹事より、議案の説明をお願いします。

水野幹事 まちづくり計画調整担当課長、水野でございます。本日はよろしくお願ひいたします。着座にて、進めさせていただきます。

まず、初めに、特定生産緑地について説明させていただきます。

資料の一番最後のページの参考資料を御覧ください。事前資料1

－ 1 の一番最後のページでございます。

これまで、保全すべき農地につきまして、区は、生産緑地地区として都市計画に位置付け、税制優遇とともに30年間の建築制限を行ってまいりました。

令和4年度以降、生産緑地の都市計画決定から30年が経過し、いつでも買い取り申し出が可能となることから、生産緑地の急激な減少が懸念されてきました。

そこで、平成29年6月に、生産緑地法等の一部を改正する法律が公布され、新たに特定生産緑地制度が創設されました。特定生産緑地に指定することにより、買い取り申し出期間が10年延伸され、これまでと同じ建築制限を受ける代わりに、税制優遇を継続できるようになります。

なお、特定生産緑地指定にあたっては、生産緑地法第10条の2第3項におきまして、都市計画審議会の意見を聞かなければならないと規定されております。大田区は、農地保全の観点から、令和5年度に期限を迎えます全ての所有者様の意向を確認しまして、今回指定の процедуруをするものでございます。

次に、事前資料2、右下のページ数ですと、1－3ページを御覧ください。特定生産緑地地区総括図というカラーの横のものでございます。

こちらは、大田区内の現在の生産緑地の指定位置を示しております。この中で生産緑地を白抜き、今回、指定する特定生産緑地を緑の斜線でお示ししております。

また、記号のSは生産緑地、Tは特定生産緑地の略称となります。

次のページ、事前資料3、1－4ページ、こちらの特定生産緑地地区指定図を御覧くださいませ。3－2Sと記載されている箇所をご確認ください。

こちらは、令和元年12月2日付けで、生産緑地地区を追加指定しております。見た目は一体の農地ですが、申請基準日が異なりますので、一部、まだ30年たっておりませんので、今回は、3－1Tの部分のみを特定生産緑地に指定することとなります。

次に、1－9ページ、何枚かおめくりいただきまして、1－9、

こちらの18-2 Sと記載されている箇所をご確認くださいませ。

こちら、令和元年12月2日付で生産緑地地区を追加指定しておりますので、今回が18-1 Tの部分のみを特定生産緑地に指定いたします。

また、20-1 Sは、令和元年12月2日付で生産緑地地区に新規指定、21-1 Sは、令和3年11月30日付で、生産緑地地区に新規指定したため、今回の特定生産緑地の指定は、対象外となります。

次に、事前資料5、1-12ページをおめくりくださいませ。1-12ページのカラー図でございます。こちらの資料は、現地の状況写真となります。今回、指定対象の特定生産緑地について現地調査をしまして、営農していることを確認しております。

次に、事前資料4、1-11ページを御覧ください。今回、特定生産緑地を指定しますものは、令和5年に期限となる合計13地区、面積が約1.94ヘクタールとなります。

最後に、3、今後の予定になりますけれども、本日の審議会の審議を経まして、令和4年4月に指定の公示、農地等利害関係人へ指定通知を行う予定です。

以上で説明を終わらせていただきます。それでは、ご審議をよろしくお願いいたします。

村 木 会 長 ありがとうございます。ただいまのご説明に対しまして、御意見と御質問がありましたら、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

中 西 委 員 ご説明、ありがとうございます。特定生産緑地への移行自体は、問題ないですが、結構なものだと考えています。

一定の、むしろそれ以外のところについて確認というか、分かっているならば教えていただきたいのですが、今、ご説明の中で3-2 S、それから、18-2 Sについては、事前資料2ですね。総括図のほう、それから、その後ろの指定図の所でも結構ですが、1-3ページですね。小さいですが、3-2 S、それから、18-2 Sが後から追加したので、今回対象外と。これは、所有者は18-1 T、それから、3-1 Tと一体なのかという確認と、それから期限といいますが、こちらが、特定生産緑地の対象になれば、追加でといいますが、後

追いで移行する意図があるかどうかというのが、もし、分かれば教えてください。

水野幹事 まず、一つ目の一体かどうかという質問につきましては、一体の農地でございます。

後追いでということでございますが、まだ30年たっておりませんので、30年がたつ前に、また、区のほうから特定生産緑地をかける意向があるかどうかをお聞きして、かけていく予定でございます。

中西幹事 分かりました。

あと、もう一点だけ、念のための確認ですけど、同じく1-3で、これで、大田区内の生産緑地は、この範囲にちゃんと収まって、これが全てというのでよろしいのですね。

水野幹事 はい、さようでございます。

中西幹事 分かりました。ありがとうございます。

村木会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、田村委員。

田村委員 委員の田村です。事前資料1-2の一覧を見ると、例えば、6-1 Tだと4,590平米、大きい所で。小さい所だと、12ですかね。510平米と、大きさに差異が出てくるのですけれども、この面積基準みたいなものがあるのでしょうか。

水野幹事 まず、生産緑地ですけれども、敷地面積が、区は条例で300平米以上となっておりますので、300平米以上でしたら規模は特に問題は、大きさの基準はございません。

村木会長 はい、どうぞ。

田村委員 となると、今、中西委員からもあった、これから追加されるであろう4地区についても300平米を超えているという考えでよろしいですか。

水野幹事 はい。あくまで一つの敷地としますと、300平米以上になっておりますので、残りの部分につきましても、期限が来る前に、特定生産緑地に移行していくように手続をしてまいります。

村木会長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

特によろしいですか。

(「はい」の声あり)

水野幹事 それでは、委員の皆様のご質問とご意見が出尽くしたようですので、お諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

村木会長 第1号議案については、諮問のとおり定めることが適当である旨、答申したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

村木会長 ありがとうございます。

では、御異議がないようですので、第1号議案については、諮問のとおり定めることが適当である旨、回答いたします。

続きまして、第2号議案の審議に入ります。大田区長より大田区都市計画審議会会長宛てに、令和4年2月15日付で、第2号議案、東京都市計画防災街区整備方針（東京都決定）の指定についてが諮問されましたので、これを議案といたします。

それでは、諮問文の朗読をお願いいたします。

榊原幹事 それでは、諮問文を朗読させていただきます。お手元に配付させていただきました議案の諮問文の写しを御覧ください。

それでは、読み上げます。

第2号議案、東京都市計画防災街区整備方針（東京都決定）の指定について。都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、令和4年2月1日付で、3都市整防第503号により、東京都知事から照会がありましたので、東京都市計画防災街区整備方針（東京都決定）の指定について、下記のとおり諮問いたします。

諮問文の朗読は以上でございます。

村木会長 では、この議案を上程いたします。

幹事より議案の説明をお願いいたします。

水野幹事 まちづくり計画調整担当課長でございます。

では、第2号議案、東京都市計画防災街区整備方針の変更につきまして、説明させていただきます。

まず初めに、防災街区整備方針について説明させていただきます。資料の一番最後のページの参考資料を御覧ください。カラーの横判

のこちらでございます。

防災街区整備方針は、都道府県が広域的見地から定めた都市計画区域の整備・開発及び保全の方針、こちら都市計画区域マスタープランと呼ばれております。こちらの具体的な方針を示します三つの方針のうちの一つでございます。おおむね5年を目途に改定を行っております。

東京都は、都市づくりのグランドデザインや都市計画区域マスタープラン等の改定を行い、それに続き、令和3年3月に都市再開発の方針を改定いたしました。防災街区整備方針については、昨年度から改定を進めており、この度、東京都から意見照会がありましたので、大田区の改定案を作成し、回答するものでございます。

東京都の意見照会につきましては、事前資料5のほうに諮問文、1つ前のページですね。2-20の所に諮問文がございますので、こちらのほうを御確認ください。

次に、事前資料4、2-18ページを御覧ください。

策定の目的ですが、防災街区整備方針は、防災都市づくりの推進に向けて、防災上危険性の高い木造住宅密集地域を対象として、延焼防止機能及び避難機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、安全で安心して住めるまちとして再生することを目的に策定するものでございます。

次に、事前資料2、右下、2-4ページを御覧ください。こちら横の図面のほうでございます。

今回の変更概要についてですが、現在、防災再開発促進地区に指定されていた斜線部分の大森東、大森南地区及び矢口・下丸子地区について、木造住宅密集地域整備促進事業が終了したことから、昨年改定しました都市再開発の方針と同様に、現状に即して防災再開発促進地区を削除いたします。こちらは、東京都が定める策定の考え方の事業が完了した地域については、原則として外すものとする、に基づいて改定を行うものでございます。

なお、当該地区には、東京都建築安全条例による、新たな防火規制を導入しております。

最後に、今後の予定を説明させていただきます。事前資料4、2

－19 ページを御覧ください。

令和4年4月に、大田区の変更案を東京都に回答する予定です。
令和4年6月に、東京都都市計画審議会の付議ののち、都市計画決定・告示を行っていく予定です。

以上で説明を終わらせていただきます。

それでは、審議をよろしくお願いいたします。

村 木 会 長 ありがとうございました。

それでは、御説明につきまして、御意見・御質問があったら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、中西委員。

中 西 委 員 御説明、ありがとうございました。今回のその議案が、都のほうから事業が終了したので、終了したら、地域を外すということで、それ自体は納得と言いますか、そういうものだろうなというふうに理解はしております。

ただ、一応、その事業の効果というか、成果というのは、ちゃんと上がっているのかという御説明のほうは、本当はあったほうがいいかなと思っていまして、要は、この実際に密集市街地の改善というのは非常に大変なもので、整備促進というものが進んだことによって、実際に、防災性能が向上したということをもって事業を終了し、それによって区域から外して問題ないという流れだと。それが本来で、そうなっているという御説明だとは思うのです。

ただ、ちょっとそこの途中がなくて、その事業は終了しました、区域から外しますというよりも、一応状況として、これで改善されたという説明になるほうが、実際、外してよさそうだという確認ができるのでいいかなと思います。手続だけでなく、実態も確認したほうがいいのかという意味で申し上げます。可能な範囲で説明をいただければと思います。

瀬 戸 幹 事 すみません、私、防災まちづくり課長のほうから説明させていただきます。

こちらの資料に記載しています事業というのは、いわゆる木密事業という事業でございまして、随分昔になりますが、平成2年度から平成20年度まで、区内4地区で実施しておりまして、木造賃貸ア

パートみたいなものは、建て替えに関して助成金を出すという事業でございました。

それで、合計で60件ほど、そういった助成実績がございまして、この事業につきましては、一定の成果があったものと考えています。

一方で、今、委員の方から終わりとなりましたとおり、それをもって区内の状況が、この事業を入れていた地域が安全になったという状況ではございません。

ですので、それに代わる取組として、先ほど、簡単に説明がありました、区内のほうで導入しております、東京都の条例に基づく新たな防火規制、こういった規制で建て替える際には、耐火性の高い建物に建て替えていただくというような取組と、さらに、最近では、促進策といたしまして、耐震性に劣る建物を除却する場合には、除却費の一部を助成しますといったことを併せて実施しているという状況でございます。

こういった昔の木密事業に代わる事業によって、代わりの取組を進めていくということによって、着実に防災まちづくりのほうは、これまでも、それからこれからも進めてまいりますので、今回のこの区域の指定を外すことについては、区の防災まちづくりの取組を進めていく上では、全く支障にならないという状況になってございます。

中 西 委 員 状況については、ありがとうございます。何ていいますか、ただ、何十件かと建て替わって、それで、蓄積に耐える性能かというところが、正直なところ、どうかなと感じるところもあります。

それから、やっぱり根本的には、その基盤道路のポイントは、そういう公共空間が整うということが、本来は必要なんだろうなと思ってしまして、そういう意味では、本当はこういった整備方針の指定が続いた上で、都のほうもちゃんと手を組んでもらうと、この件のことについては重要かなとは、個人的に思います。そういうような意見が出ているということで、可能であれば伝えていただければと思います。

一方で、その方針に則って事業を終了したときに外すというところは、多分都の権限で、区としては、そういう意見を申し上げると

いうところなんですね、恐らく。それを理解した上で、ちょっとこのような話があると理解していただければと思います。

以上です。

瀬戸幹事 すみません、ちょっと補足。防災まちづくり課長ですが、一応事業を終了するという判断の中で、1点、この事業の達成度を測る指標がございまして、燃えにくさを表す不燃領域率という指標なんですけれども、これが40%を超えると、最低限その事業の実施の効果の尺度に達したという判断になるんですが、大森東、大森南地区で40.39%、矢口・下丸子地区で58.6%ということで、事業をやめる段階で、最低の基準についてクリアしたということも踏まえて、終了させていただいたという経過がございまして。

中西委員 ありがとうございます。

村木会長 今、御説明があったような何%達成したとか、そういう資料がないと、我々は、きっと事業終了によるという、その言葉しか分からないので、できればその辺りの状況の御説明とかの資料を作成いただけると、とても理解が進むのではないかと思いますので、今後、ご検討をいただければと思います。

榑原幹事 承知いたしました。

村木会長 ほかに御意見・御質問はいかがでしょうか。
よろしいですか。

(「はい」の声あり)

村木会長 それでは、委員の皆様のお意見と御質問が出尽くしたようですので、お諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

村木会長 第2号議案については、諮問のとおり定めることが適当である旨、答申したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

村木会長 では、御異議がないようですので、第2号議案については、諮問のとおり定めることが適当である旨、回答いたします。

続きまして、第3号議案の審議に入ります。

大田区長より、大田区都市計画審議会会長宛てに、令和4年2月15日付で、第3号議案、大田区都市計画マスタープランの改定（大

田区決定) についてが諮問されましたので、これを議案といたします。

それでは、諮問文の朗読をお願いいたします。

榊原幹事 それでは、諮問文を朗読させていただきます。

お手元に配付させていただきました議案の諮問文の写しを御覧ください。

それでは、読み上げます。

第3号議案、大田区都市計画マスタープランの改定(大田区決定) について。都市計画法第18条の2に基づく大田区都市計画マスタープランについて、有識者による改定推進員会での議論やパブリックコメントの実施結果を踏まえ、改定案を取りまとめたので下記のとおり諮問する。

諮問文の朗読は、以上でございます。

村木会長 では、この議案を上程いたします。幹事より議案の御説明をお願いいたします。

水野幹事 まちづくり計画調整担当課長です。よろしくお願いいたします。

私からは、第3号議案、大田区都市計画マスタープランの改定について説明いたします。

区では、大田区都市計画マスタープランの改定に向けた検討を、令和元年度より進めており、有識者による改定推進委員会での議論を踏まえ、取りまとめた素案について、昨年、11月4日開催の本審議会にて報告させていただいたところです。

素案については、11月17日に公表し、約3週間の期間でパブリックコメントを実施し、多くの御意見をいただきました。御意見については、区の考え方を示すとともに、御意見を踏まえた素案の一部修正を行い、2月2日開催の改定推進委員会を経て、都市計画マスタープランの案を作成しましたので、本日、審議会委員の皆様にご審議いただきたいと思っております。

本日は、都市計画マスタープラン(案) 及びパブリックコメントの実施結果の資料をご用意しております。都市計画マスタープラン(案) につきましては、前回の審議会にて報告をさせていただいた素案から補足の説明の追記や、文言修正を行ったのみとなっております。

す。後ほど、御確認いただければと思います。

本日は、区民の皆様からいただいた御意見を中心に、資料の説明をいたします。

それでは、事前資料2、改定大田区都市計画マスタープラン（素案）に対するパブリックコメント実施結果を御覧ください。こちらでございます。

有識者による改定推進委員会での議論や、様々な区民参画などを行いながら取りまとめました都市計画マスタープランの素案を公表しまして、区民の皆様からの意見募集を行いました。大田区ホームページ、区報、区のツイッターで意見募集の周知を行い、素案冊子を都市計画課の窓口のほか、本庁舎2階の区政情報コーナー、各特別出張所、図書館に設置いたしました。

また、意見募集期間中に、蒲田、大森など、4か所の会場で計6回の素案説明会を開催いたしました。その結果、14名の方から44件の貴重なご意見をいただきました。

なお、お一人で複数の意見を寄せられた方もおりますので、このようなカウントとなっております。事前資料2は、いただいた意見の要旨と区の考え方をまとめたものです。幾つか御意見に対する区の考え方を説明させていただきます。

まず、計画全体につきましては、1ページ、3と4番です。こちらは、賑わいは第一に必要なものかといった、賑わいに関する御意見をいただきました。本マスタープランでは、暮らしやすい場、安全・安心、地球に優しい環境とともに、賑わいと交流も持続可能な都市づくりにおいて重要なテーマと考えております。

そこで、将来都市像の実現に向け、現在の緑豊かで良好な住環境や賑わいのある商業地の土地利用状況など、地域の特性を考慮しながら、戦略的に都市づくりを推進していくと考えております。

次に、2ページ目、7と8番目でございます。こちらは、マスタープランを改定するだけでなく、将来都市像の実現に向け、しっかり取り組んでほしいといった御意見をいただきました。

本マスタープランで示した将来都市像の実現に向けて、地域住民やまちづくり協議会等の団体、事業者など、様々な主体との連携を

進めるとともに、進行管理体制を構築することにより、都市づくりの成果を評価して、着実に取り組んでいきますと記載しております。

2 ページ目、10番から12番です。こちらは、明確な財源の裏付けがないといった財源に関する御意見をいただきました。都市計画マスタープランにおける将来都市像の実現には、区だけでなく、地域住民、事業者など、多様な主体がそれぞれの役割を担いながら協働していく必要があると考えております。

また、目標年次も、おおむね20年後と長期にわたることから、詳細な計画内容を記述するには限界がある中、具体的に事業を実施する際には、必要な財源の確保と効果的・効率的な都市づくりの実現に向け、国、東京都、民間事業者等との連携とともに、都市づくりに関連する区の様々な計画と連携強化を図っていくと記載しております。

次に、3 ページ目、14番からは、部門別方針に関する意見です。それぞれ意見に対する本マスタープランでの方針の記載箇所や考え方を示すとともに、マスタープランが都市づくりの基本的な方針であることから、具体的な施策につきましては、関連部署と共有し、今後の参考にさせていただく旨、記載しております。

また、16番や19番につきましては、いただいた御意見をもとに、追記修正をしています。

3 ページ目、21番から4 ページ、28番までは、地域区分や蒲田地域や雑色駅周辺に関する事など、地域別方針に関する御意見です。こちらも、それぞれ意見に対する本マスタープランでの方針の記載箇所や考え方を示すとともに、具体的な施策については、関連部署と共有し、今後の参考にさせていただく旨を記載しています。

また、蒲田地域の意見については、蒲田駅周辺地区グランドデザインに基づき、総合的・長期的な都市づくりを進める旨を記載しています。

3 ページ目、22番については、いただいた御意見を踏まえ、地域区分設定の考え方の「特性」欄に、面積及び人口データの追加をいたしました。

4 ページ、29番からは、その他の意見です。

5 ページの30番から32番は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、人口減少を見据えた見直しを行うべきといった、新型コロナウイルスによる都市づくりへの影響に関する御意見をいただきました。本マスタープランの記述を引用し、これまでの課題を踏まえた都市づくりを着実に進めつつ、新型コロナウイルス感染拡大による生活様式の変化が、都市づくりに与える影響を長期にわたって注視しながら、国や東京都の方針とも連携しつつ、柔軟に対応していく旨、記載しております。

5 ページ目、34番から37番は、専門家を交えた話し合いの場の創出や、地区協議会の重要性、地域のまちづくり制度づくりの必要性といった地域での協働のまちづくりに関する御意見をいただきました。

区としては、本マスタープラン改定にあたり、アンケートや意見募集箱の実施、まちづくり座談会やワークショップの開催など、様々な取組を進めてきたところですが、今後も、まちづくり条例の活用や区民参画の機会創出を進め、進行管理による都市づくりの進捗の地域共有、都市づくりの担い手の人材育成支援などの検討を進めていく旨について、本マスタープランを引用し、記載しております。

次に、6 ページ目、38番から42番は、新空港線整備を再検討すべきといった、新空港線整備に関する御意見をいただきました。新空港線整備は、沿線のまちづくりに与える影響も大きく、移動利便性の向上だけでなく、地域の活性化や災害時の迂回ルート等に資する事業であることから、本マスタープランにおいて、引き続き重要な施策の一つとして位置付けていく旨、記載しています。

次に、43番については、いただいた意見を踏まえ、年表の記述を修正しております。

次に、資料1の改定都市計画マスタープランをつくるにあたりまして、今回、このパブリックコメントでいただいた意見の修正点などを素案に反映して、作成しております。

パブリックコメントの説明のほうは、以上になります。

次に、今後の都市づくりの推進に向けた取組につきまして、引き続き説明させていただきます。

資料1、都市計画マスタープラン（案）ですね。こちらの184ページ第6章になるのですけれども、こちらのほうから御覧ください。

パブリックコメントの区の考え方の中で、進行管理に関する御意見や地域での協働のまちづくりに関する御意見をいただき、区の考え方を示してまいりましたが、区の方針を定めるだけでなく、多くの皆様とその方針を共有するとともに、適切な進行管理を行いながら、都市づくりの推進に向けた取組を進めていきます。

こちらの第6章は、将来都市像の実現に向けた方向性を示しております。この記載を踏まえ、今後は、都市づくりの普及啓発や復興の視点を加えた活動による区民参画機会の創出などを検討するとともに、189ページのほうには、ロードマップを示しております。

こちらのとおり、適切な進行管理と評価・点検を行いながら、適宜都市づくりの進捗状況を本審議会に御報告してまいりたいと考えております。

以上で都市計画マスタープラン（案）の説明を終わらせていただきます。御審議をよろしくお願いいたします。

村 木 会 長 ありがとうございました。

それでは、皆様、御意見・御質問があったら、お願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

大 竹 委 員 それでは、御説明をありがとうございました。この間、意見として言わせていただきます。委員会や、あるいは本会議で意見を言ってきましたが、私どもは、この都市マスタープランに反対をいたします。反対の理由の第1ですが、新空港線が都市づくりを進める上で重要な施策の一つであるとの件です。

日本共産党大田区議団は、コロナ禍のもと、区民の命を守ることを優先させるために、新空港線を整備資金積立金を廃止して、コロナウイルス対策に区長が先頭に立って取り組むことを求めてきました。

区民意見募集、パブリックコメントでも提出意見数は44件、そのうち新空港線に関する意見が5件ありました。その内容については、先ほど御説明があったとおり、再検討、もしくは中止を求めるものです。そういう意見があるということです。

それから、第2の点ですが、様々な自治体と連携して進めることは、行政責任の後退になり兼ねないということです。10年前の都市計画マスタープランでは、まちづくりは、区民と行政がそれぞれの責任のもとに、あたかも車の両輪のように役割を分担することにより、初めて実現されていくものと考えていると述べられていました。

今回の改定都市計画マスタープランでは、地域住民をはじめとする地域に関わる様々な自治体による、世代を超えた共助による地域づくりが必要だと述べています。

様々な自治体とは、公民連携を含めて、様々な自治体と連携して進めることになっていますが、このこと自体、行政責任の後退になりかねないということです。

第3点目に、住民が住み慣れたまちに残れないということです。この間も京急蒲田・糎谷駅前再開発が終了して、土地関係者、地主、借地賃借人の4割しか残れないまちづくりが行われてきたという点で、この以上3点の理由で、この都市計画マスタープランについては反対ということで、意見を申し上げたいと思います。

以上です。

村木会長 御意見、ありがとうございます。何か事務局のほう、お答えはありますでしょうか。

水野幹事 まず、新空港線につきましては、パブリックコメントでは、様々な御意見を頂戴したと思いますけれども、一方で、令和元年度の区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査につきましては、鉄道の充実を望む声が、51.1%と上位に位置しておりまして、区民の新空港線整備に対する期待は高まっております。都市計画マスタープランでは、新空港線整備を引き続き、重要な施策の一つとして位置付け、本事業の理解及び整備促進に向けて、取組を進めてまいります。

二つ目ですけれども、公民連携を含めてという話なのですが、現行の都市計画マスタープランでは、地域力との連携によるまちづくりにおいて、まちづくりの主役として、区民や事業者の皆様を位置付けております。

都市づくりの担い手として、それぞれの役割と責任に基づいて、共に協力し、まちづくりを実現するために力を出し合う地域力を生

かしたまちづくりの推進を目指すことを掲げ、これまで地域と共にまちづくりを進めてまいりました。

これら、様々な主体との連携を基本としたまちづくりの考え方につきましては、改定する都市計画マスタープランにおいても、しっかり継承してまいります。

また、大田区公民連携基本方針を踏まえまして、都市づくりに関わる区民や事業者など、多様な主体の参画機会の充実を図るために、都市づくりへの参画を促進する仕組みを積極的に展開してまいります。

最後ですけれども、再開発のほうですけれども、都市計画で再開発事業をはじめとする様々な事業手法があると思いますけれども、その検討・立案過程におきましては、地権者はもとより、周辺地域や地域の声を十分踏まえ、合意形成を図りながら行うよう、区としても指導・助言のほうを行ってまいります。

以上でございます。

榊原幹事
村木会長
榊原幹事

補足です。

はい、どうぞ。

新空港線についてなのですが、様々な意見があるということは承知しております。

ただ、これから大田区が、コロナ禍の状況なども踏まえながら、まちに活性化するような方策を呼び込むためには、どうしても、様々な主体の中で、民間事業者の投資なども必要不可欠だと思っております。ですので、新空港線を起爆剤にしながら、新たな大田区の活性化を生み出すために、様々な主体と一緒に取り組んでいきたいということを、今回、強く都市計画マスタープランに追記してございます。

また、今申し上げましたけれども、そういうような民間の投資を呼び込んでいく一方で、区民の方々が、これからも住み続けられるような取組を、まさに区としては力を入れてやっていきたいということも含めまして、様々な主体に戻りますが、その方々とも、一丸となって、今後も進めていくというような方針を立てております。

説明は以上です。

村 木 会 長 ありがとうございます。
 どうぞ。

須 藤 委 員 委員の須藤と申します。この新空港線については、反対の声もありますが、自分も賛成の声をたくさんいただいております。今年度中に大まかに決まって、もう進んでいく方向で決まっているということもありますので、ぜひぜひ空港線とやりとりが一体化する方向でぜひ進めていただきたいと考えております。
 以上です。

村 木 会 長 ありがとうございます。
 ほか、いかがでしょうか。
 北見委員、お願いします。

北 見 委 員 どうも、委員の北見でございます。先ほどから先生方の御意見を聞いたり、いろいろしてはいますけども、蒲田というまちに私もずっと住んでおります。その中で、蒲田というか、大田区全体の知名度というか、非常に23区内で低いです。

 その昔、ヤフーが検索したところによると、JRの京浜東北線の中で、住んで良かったまちナンバーワンは、断トツで蒲田です。2位が大井町、3位が大森です。ということは、やっぱり皆さん、住んでいただいた方は、みんな蒲田はいいと思っていらっしゃる割には、ほかの地方都市の人からすると、蒲田はまだまだ危なくて、汚くて、暗いまちだというイメージが付いています。

 それで、非常に新空港線ができることというか、JRが、なぜあんな空港線の所に持っていくのか、私は、理解できないのですが、やはり東西線で志木のほうとか、向こうの東武東上線のほうからこちらのほうに入ってきていただいて、中には、その蒲田が途中の駅になるんじゃないかという方もいらっしゃいます。

 ただ、皆さん、ご存じのとおり、渋谷も今、途中の駅です。途中下車の駅なのです。それでも、あれだけ発展している。それは、一生懸命皆さんが努力している成果だと、私は、思います。

 ですから、蒲田もやっぱりここで変わらないといけない。ほかの所みたいにどこを切っても金太郎ではなくて、蒲田ならではの文化を位置付けた、そういう新空港線の駅をつくるというのが私たちの

役目ではないのでしょうか。そう私は思っております。

ですから、新空港線に関しては、私の所属する地域の代表で来ていますけども、皆さん、賛成です。そういうことに対して、やはりみんなで一丸となって、今は、コロナウイルスですけども、じゃあ、今、コロナウイルスだからやめていいのかというと、あと、私たちの子どもたち、孫たちに対して、どういう言い訳をしたらいいんだということになると、私は、思います。

ですから、今のうちに、このところはしっかりと皆さんと意見を交わさせていただいて、きちんとした、何も派手に20階建て、30階建てを建てるんじゃないんです。10階でもいいです。蒲田が住みやすく、平面交差が西口と東口、それから、いろんな所の部分の所で、事故の少ない蒲田の駅を造っていただければ、皆さん、蒲田に集まってきていただいたり、ほかの地域の皆さんも、そういう相乗効果で良くなるんじゃないでしょうか。私は、そう思います。

村 木 会 長 ありがとうございます。ほかに御意見・御質問は、いかがでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

村 木 会 長 今、いろいろ御意見をいただいたと思いますが、これ、今日、御説明があったロードマップの中で、状況がどうなっているのかということの点検評価をどうやって、どういう頻度でやっていくか。その際にどういう指標で見ていくのかということ、もう少しお考えになって、それを提示されると、皆さんももっとご理解いただけるのではないかなと思いますので、そのあたりも都市計画課の中でいろいろ御議論をいただけるとよろしいのではないかなと、私も思いました。

どうぞ。

榑 原 幹 事 すみません、ちょっと説明不足がございまして。先ほど、課長のほうから189ページに触れて、今後、進捗管理をしていくという話がありましたが、この間、議会でも質問をいただきまして、どうやっていくのかという話の中で、実は、もう来年から、そういう組織を立ち上げながら、関係部局の計画を取りまとめていくようなことを、

今、想定しておりまして、関係計画の評価の指標やら、あとは、区民満足度やらを集計して、また、定期的にこの都市計画審議会にも取りまとめた結果を報告するようになってまいりますので、その辺が、毎年、産みの苦しみにちょっと時間をかけますが、方向性がまとまりましたら、また、御報告させていただきたいと思えます。

以上でございます。

村 木 会 長 そのような御説明がありましたので、皆さん、それを期待してお待ちしたいと思えます。

ほかに御意見・御質問はいかがでしょうか。

はい、どうぞ、お願いいたします。

西 山 幹 事 先ほど、北見委員のほうから御意見をいただきまして、ありがとうございます。蒲田に関する御意見ということで、これに関しましては、私どものほうでも、今回、マスタープランをまとめるのと並行しまして、蒲田のランドデザインの改定作業を現在、進めているところでございます。

そうした中で、各委員の皆様から、蒲田らしさという言葉が所々で聞いていまして、やっぱり蒲田にしかない魅力という、わい雑と言っては何ですけれども、そのようなところも魅力の一つになっていきますので、これらを残しながら、蒲田のランドデザインの中で、東西の行き来をしやすくするような検討をしていますので、マスタープランをベースに、さらに、蒲田のまちづくりが進んでいくことになると思えます。

そうした取組が、今後の大田区として選ばれるまち、信頼される区になると思えますので、いいところを伸ばしていけるよう、頑張っていきたいと思えます。

あと、区のアンケートの中でも、蒲田の暮らしやすさという点に関しては、先ほど、水野のほうも話しましたけれども、とても暮らしやすいと感じているですとか、暮らしやすい・肯定的な意見が、約8割程度でございますので、こういった評価をいただいていることを心に留めて、今後のまちづくりをしっかり進めていきたいと思えますので、今後ともよろしくお願いいたします。

私からは、以上です。

村 木 会 長 ありがとうございます。よろしいですか、皆さん。

(「はい」の声あり)

村 木 会 長 ありがとうございます。

では、御意見と御質問が出尽くしたようですので、お諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

村 木 会 長 第3号議案につきましては、諮問のとおり定めることが適当である旨、答申したいと思いますが、よろしいですか。

異議あり。

大 竹 委 員 一応、決を採ってください。

榑 原 幹 事 分かりました。

それでは、第3号議案につきましては、諮問のとおり定めることが適当である旨、答申したいと思いますが、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

村 木 会 長 数を数えていただいて大丈夫ですか。

賛成多数により、第3号議案につきましては、諮問のとおり定めることが適当である旨、答申することに決定いたします。

ただ、反対意見というものがあるということも、まちづくりでは、あることですので、そういった御意見も大切にしながら、今後は、いろいろ評価とか、していただければと思います。ありがとうございます。

それでは、そのように答申させていただきます。

本日は、報告案件が1件あるようですので、御説明をお願いいたします。

神 保 幹 事 公共交通・臨海部担当課長の神保でございます。私からは、空港臨海部ランドビジョン2040(案)について報告いたします。着座にて、失礼いたします。

机上に当日、配付した資料もありますので、お手元に御用意をお願いしたいと思います。

本ビジョンにつきましては、都市計画マスタープランで設定されている空港臨海部地域における個別計画として、空港臨海部が2040

年に目指すべき姿を示す内容となっております。

昨年、11月4日に開催された、前回の都市計画審議会で、空港臨海部グランドビジョン2040（素案）について報告をさせていただきました。

その後、ダイジェスト版1ページ、こちらのほうを御覧になっていただきたいのですが、1ページの右側、ビジョン改定までの経緯などで、記載しているとおおり、昨年、11月9日から11月30日までの3週間、パブリックコメントを実施しました。

また、パブリックコメント期間中に説明会を3日間開催し、8名の方に来ていただいております。

素案に対する御意見につきましては、3名の方から合計15件の提出がありました。その内訳は、ビジョン全体に関するものが5件、背景や位置付けなど、序章に関するものが1件。空港臨海部の現状と2040年の将来動向に関するものが1件。将来像に関するものが1件。将来像の実現に向けた基本方針に関するものが1件。実現に向けて、民間事業者や大学、研究機関との連携などに関するものが1件となっております。

いただいた御意見の内容は、既に素案の中で反映されていることや参考意見だったため、今回、素案の段階から大きく変更・修正した箇所はございません。

ただし、すみません、こちらの空港臨海部グランドビジョン2040の本編の冊子のほうの21ページの所を御覧になっていただきたいのですが、1月31日に開催された、第98回東京都港湾審議会で、東京港、第9次改定港湾計画に向けた長期構想が答申されており、この中で令和島の南側、新海面処分場に、2040年度に向けたZ1バースの整備構想、コンテナターミナルの機能拡張が記載されております。

こちらのところの赤くZ1機能の拡張と書かれている所でございます。このため、お手元の空港臨海部の冊子、この21ページの所でも、空港臨海部の主な開発動向の所に、Z1バースを記載し、ビジョンの最終案として、取りまとめております。

すみません、また、ダイジェスト版のほうにお戻りになってください。2ページの所を御覧になっていただければと思います。2ペ

ージ目の所の右側に、空港臨海部の将来像として、多様な人々と交流・挑戦する未来型創造都市。

また、3 ページ目の所の三つの基本方針。こちらは、基本方針①として、高度な産業の集積拠点。基本方針②としまして、人の活動と自然の調和。基本方針③としまして、次世代のインフラ整備としております。

また、右側になりますが、こちらは、将来都市方針図としまして、令和島の所が、港湾・先端テクノロジー実装の場。東海、平和島の所、オレンジで書かれている所が物流の場。紫色で記載されています城南島、京浜島、昭和島につきましては、ものづくりの場。青く描かれている羽田空港につきましては、世界交流の場としております。

また、4 ページ目の所を御覧になっていただければと思います。4 ページ目の所には、三つの基本方針に基づき、方針ごとに四つのプロジェクトテーマを設定しております。こちらは、それぞれにつきまして、将来像、基本方針、将来都市方針図、このプロジェクトにつきましては、パブリックコメントの結果を踏まえて、修正・変更したことはございません。

パブリックコメントに関する報告は、以上となります。

今後の予定につきましては、また、1 ページ目の所に戻っていただきたいのですが、1 ページ目、右上の所でございます。こちらは、先ほどの都市計画マスタープランと連動しまして、3 月末までに策定したいと考えております。

また、令和4 年度になりまして、公表する予定となっております。

私からの報告は、以上となります。

村 木 会 長 御説明、ありがとうございます。御意見・御質問があったら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

北見委員。

北 見 委 員 御説明、ありがとうございます。

ただ、一つ、私が印象として受けているのは、このビジョンの中で抜けているのは、SDGs。もうばっさり抜けています。海洋なので、非常にこれは、風力、風の強い地域です。風力発電を使った

りとか、太陽光発電を入れたりだとか、今、定期的に停電も起こる時代でございます。蒲田もばさっと止まりました。何も予告なく止まりますので、全くエレベーターに乗っている人はどうするのだろうと思っていましたけど、本当にそういう世の中が、もうそこまで来ています。

これは、どうするかといったら、今日もこのような天気なので、太陽光は動いているので、東京電力は、危機感を持っていません。太陽光で十分補えますので。

それを考えると、やはり大田区は大田区でSDGsをどんどん前向きにもっと持っていったほうが良いと思います。そういうことをほかの区は、あまりしていません。

でも、大田区は、目の前に海があって、陸があって、面積も広くて、何でもそろっているのは大田区しかありません。その区がそれをやらなくてどうするのですか。私は、そう思います。

村 木 会 長 どうぞ。

榎 原 幹 事 SDGsのお話、ありがとうございます。実は、都市計画マスタープランもランドビジョンも、SDGsの検討は、していたところでは。

ただ、大田区として、全庁的にどう今後取り入れていくかというような議論がございまして、今後、企画課のほうを中心にしながら、取りまとめていくような方向で、今後、それらがまとまりましたら、この計画の改定時期に盛り込んでいくような予定となります。

以上でございます。

神 保 幹 事 補足になります。すみません、ダイジェスト版の所の2ページ目の所を、また御覧になっていただきたいのですが、メガトレンドの所で、都市部における2040年に向けた社会構想の変化、この図でSDGsなどのグローバル課題への対応というものをまとめております。これを受けまして、我々のほうとしましては、SDGsを含めた検討のほうも進めております。

また、今後、企画課のほうでも、SDGsの検討を進めてまいるといことは、確認しております。

また、本編の所、67ページのほうも御覧になっていただきたいの

ですが、プロジェクトテーマとしまして、脱炭素社会への推進というのを掲げております。

また、68ページの部分、次世代エネルギー、インフラ整備支援ということも掲げております。

また、東京都のほうでも、東京ベイ e S G プロジェクトのほうで、浮体式太陽光発電なども、今後検討を進めると聞いておりますので、東京都とも連携を取りながら、SDGs、脱炭素社会に向けた取組のほうを進めてまいりたいと考えてございます。

村 木 会 長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

村 木 会 長 ありがとうございます。ほかに御意見はいかがですか。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

村 木 会 長 それでは、本日の審議は、以上で終了となります。本日は、御審議をいただき、ありがとうございました。

司会を事務局にお返しいたします。

榑 原 幹 事 委員の皆様、本日は、御審議のほどを、誠にありがとうございました。今年度は、新型コロナウイルスの影響がある中、審議会に御出席いただいた委員の皆様には、本当にありがとうございました。重ね重ね御礼を申し上げます。

それでは、これをもちまして、第175回大田区都市計画審議会を終了させていただきます。

来年度の予定につきましては、別途御案内をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は、まことにありがとうございました。

午後3時6分閉会